

令和7年6月30日

令和7年度 独立行政法人農林水産消費安全技術センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付け総務大臣決定)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度独立行政法人農林水産消費安全技術センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) FAMICにおける令和6年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は84件、契約金額は542,142千円である。競争性のある契約は64件(76.2%)、411,429千円(76.0%)、競争性のない随意契約は20件(23.8%)、130,713千円(24.1%)となっており、前年度と比較して、全体(合計)では件数で18件(82.4%)、金額で401,554千円(57.4%)の減となった。

これを競争性の有無で比較すると、競争性のある契約では、前年度と比較して件数13件(83.1%)減、金額で33,384千円(108.8%)の増となっているが、件数では分析機器の購入契約が減少し、金額では施設設備の改修工事が増加したことが主な要因である。

また、競争性のない随意契約は、前年度と比較して件数5件(80.0%)、金額で434,938千円(23.1%)の減となっているが、名古屋センター庁舎移転物件購入契約等がなくなったことが主な要因である。

これらは、FAMICに設置した調達等合理化検討会の審議、事後においても監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会の点検及びフォローアップを受け、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達が確認されている。

表1 令和6年度FAMICの調達全体像

(単位：件、千円)

| | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 比較増△減 | |
|------------------|-----------------|----------------------|-----------------|----------------------|------------------|-----------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札 | (71.6%) 73 | (39.4%) 371,145 | (71.4%) 60 | (74.9%) 405,538 | (82.2%) △13 | (109.3%) 34,394 |
| 企画競争・公募 | (3.9%) 4 | (0.7%) 6,901 | (4.8%) 4 | (1.1%) 5,891 | (100.0%) 0 | (85.4%) △1,010 |
| 競争性のある契約 (小計) | (75.5%) 77 | (40.1%) 378,046 | (76.2%) 64 | (76.0%) 411,429 | (83.1%) △13 | (108.8%) 33,384 |
| 競争性のない随意 契約 | (24.5%) 25 | (59.9%) 565,651 | (23.8%) 20 | (24.1%) 130,713 | (80.0%) △5 | (23.1%) △434,938 |
| 合 計 | (100%) 102 | (100%) 943,696 | (100%) 84 | (100%) 542,142 | (82.4%) △18 | (57.4%) △401,554 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和6年度の対令和5年度比率である。

(2) FAMICにおける令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、1者以下の応札・応募の状況は、契約件数が28件、契約金額は192,630千円であり、全体に占める割合は、前年度との比較では件数（今年度43.8%、前年度39.0%）、金額（今年度46.8%、前年度40.6%）となっており、件数は減少しているが金額は増加している。分析機器購入契約において一者応札・応募が減少したことが主な要因である。

また、2者以上の応札・応募の状況は、件数が36件、金額が218,799千円であり、全体に占める割合は、前年度との比較では件数（今年度56.3%、前年度61.0%）、金額（今年度53.2%、前年度59.4%）ともに減少している。

なお、全体に占める割合は前年度と比較して、神戸センター庁舎維持管理契約（複数年契約）等の減少により、件数は11件（76.6%）、金額は5,699千円（97.5%）となっており、ともに減少している。

表2 令和6年度FAMICの一者応札・応募の状況

(単位：件、千円)

| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 比較増△減 |
|------|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 2者以上 | 件数 | 47 (61.0%) | 36 (56.3%) | △11 (76.6%) |
| | 金額 | 224,498 (59.4%) | 218,799 (53.2%) | △5,699 (97.5%) |
| 1者以下 | 件数 | 30 (39.0%) | 28 (43.8%) | △2 (93.3%) |
| | 金額 | 153,547 (40.6%) | 192,630 (46.8%) | 39,083 (125.5%) |
| 合 計 | 件数 | 77 (100%) | 64 (100%) | △13 (83.1%) |
| | 金額 | 378,046 (100%) | 411,429 (100%) | 33,384 (108.8%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争・公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和6年度の対令和5年度比率である。

2. 重点的に取り組む分野

下記の事項について取組を行い、調達の改善、事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 調達における一者応札・応募について

調達を行うにあたっては、一者応札・応募の削減に向けて努める。

やむを得ず一者応札・応募となった場合は、その要因等を十分検証する。

(2) 随意契約

随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。

(3) 消耗品及び分析機器等の調達

消耗品及び分析機器等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。

- ① 調達にあたっては、履行期限を十分に確保するため、公告時期を早めるなどの調整を行う。
- ② 仕様・規格が必要最低限、また、複数の者が応札可能となるよう調整を行う。
- ③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。
- ④ 調達要求の集約化を実施することにより競争性の確保に努める。
- ⑤ 積極的に競争参加者の発掘に努める。

(留意事項)

本計画の実施にあたっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律100号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等の諸施策との整合性にも留意する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 発注・契約権限の明文化について

FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。

(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について

特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。

(3) 隨意契約について

競争性のない随意契約を締結することとなる場合は、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合を除き、事前に調達等合理化検討会において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収について

物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち会わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。

(5) 不祥事の発生の未然防止等について

不祥事の発生を未然に防止する等のため、職員に対しメール等により、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務に至る適正な手続き、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底に取り組むこととする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る事務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者　総合調整担当理事

副総括責任者　総務部長

メンバー　企画調整課長、総務課長、会計課長、管財課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を

行うとともに、これに関連して、契約監視委員会設置運営要領第3条第1号に規定する随意契約及び一者応札・応募案件となった契約、その他委員会が必要と認める事項について事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMICのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。